

厚生労働省神奈川労働局発表
平成30年1月22日

担 当	神奈川労働局雇用環境・均等部
	企画課長 長久保 茂
	企画調整第二係長 荒井 麻希
	電 話 045-211-7357

神奈川労働局が 神奈川銀行と 「働き方改革に関する包括連携協定」を締結

神奈川労働局（局長 姉崎 猛）は、神奈川県内の企業の働き方改革及び労働生産性向上の一層の支援を進めるため、平成30年1月22日、株式会社神奈川銀行と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結しました。

これにより、神奈川県内に本部を置く主要な金融機関全てと連携協定を締結したことになります。



【協定締結により期待される効果】

神奈川労働局は、神奈川銀行の経営サポート機能や取引先企業とのネットワークを活用することにより、中小企業事業主が必要とする各種支援策や労働関係施策の情報を提供することができる。

神奈川銀行は、取引先企業からの経営や労務に関する相談について、神奈川労働局との連携により、企業価値向上につながる情報やアドバイスの提供など取引先企業のニーズに応えることができる。

こうした取組を通じ、神奈川県内の働き方改革及び地域企業振興の推進を図ることができる。

【主な連携事項】

- ①労働生産性の向上に関すること
 - ②労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること
 - ③多様な働き方に関すること
 - ④雇用の促進及び安定に関すること
 - ⑤人材育成に関すること
- など